

日本国憲法の改正手続に関する法律について（概要）

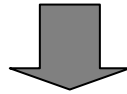
一 憲法改正の発議手続（国会法の一部改正）

1 憲法改正原案の発議

- ・ 議員が憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員 100 人以上、参議院においては議員 50 人以上の賛成を要する。
- ・ 憲法改正原案は、内容において関連する事項ごとに区分して個別に発議するものとする。

2 憲法審査会の設置

「憲法調査会」の後継機関として、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。（本法施行までの間は、憲法改正原案の審査・提出は行わない。）



二 国民投票の実施手続

1 投票期日

国民投票は、国会の発議後 60 日から 180 日以内に国会の議決した期日に行う。

2 投票権者

18 歳以上の日本国民（成年被後見人を除く。）は、投票権を有する。（本法施行までの間に、公職選挙法、民法等の関連法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとし、当該法制上の措置が講ぜられるまでの間は、投票権者の年齢は 20 歳以上とする。）

3 国民投票広報協議会

憲法改正の発議があったときは、国会に、両議院の議員各 10 名で構成する国民投票広報協議会を設置し、国民投票公報の原稿の作成等、国民に対する広報を行う。

4 投票の方式と「過半数」の意義

- ・ 賛成するときは賛成の文字を、反対するときは反対の文字を○で囲む。
- ・ 賛成投票の数が投票総数（賛成投票数と反対投票数の合計数）の 2 分の 1 を超えた場合は、憲法改正について国民の承認があったものとする。

5 国民投票運動（※ 国民投票運動は原則自由とし、マスコミ規制は設けない。）

- ・ 選管職員等の在職中の国民投票運動の禁止。
- ・ 公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止（罰則なし）。（本法施行までの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、国家公務員法、地方公務員法等の規定について、必要な措置を講ずるものとする。）
- ・ 投票日前 14 日間は、スポット CM 禁止（罰則なし）。
- ・ 政党等の国民投票運動について、賛否平等の公営制度（テレビ・新聞広告）を設ける。

6 罰則

組織により多数の投票人に対して行う買収・利害誘導（修正によりさらに要件を限定）、公務員等の職権濫用による国民投票の自由妨害、投票の秘密侵害等について罰則を設ける。

7 施行期日

公布後 3 年を経過した日から施行する。